

小中学校クラウドドリル教材ソフト使用業者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

昨今、教育現場においても ICT 化が加速しており、個別最適化の学びのためデジタルドリルが着目され、導入が増えている。

デジタルドリルを導入することにより、一人ひとりの苦手分野を補う効果とともに教員の業務効率化も期待される。例えば子どもにとっては理解度や弱点に応じて最適な問題が出題されるため、効率的に学力を向上させることができ、教員にとっては学習の効率化により時間数が短くなることで思考力などを問う応用問題により時間を使うことができる。

このような背景から個別最適な学びにはデジタルドリルの導入が必須と考え、クラウドドリル教材ソフト使用に最も適する事業者を選定するため、プロポーザルを実施するものである。

2 プロポーザルの概要

- (1) 事業名 小中学校クラウドドリル教材ソフト使用
事業場所 半田市勘内町 1 番地始め 21 か所
(別紙就業場所一覧を参照)
期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日 (事業実施期間)
※準備期間は業務金額が発生しないものとする
- (2) 主催者 半田市
- (3) 方式 公募型プロポーザル方式
※プレゼンテーションの結果を点数化し、優先交渉権者を決定

3 担当部課

半田市教育委員会 教育部 学校教育課 学校担当

所在地：〒475-8666 半田市東洋町二丁目 1 番地

電話：0569-84-0688

FAX：0569-24-0511

e-mail：gkkyoiku@city.handa.lg.jp

4 プロポーザル実施スケジュール

| 項目 | 期日・期限 |
|---------|--|
| 広告(公募型) | 令和 5 年 1 2 月 1 5 日 (金) |
| 質問受付 | 令和 5 年 1 2 月 1 5 日 (金)～ 令和 6 年 1 月 5 日 (金) 午後 5 時まで |

| | |
|------------------|--|
| プロポーザル参加表明書の提出期限 | 令和5年 12月15日(金)～ 令和6年 1月11日(木)午後5時まで |
| 参加資格要件確認結果の通知 | 令和6年 1月12日(金) |
| 技術提案書の提出期限 | 令和6年 1月12日(金)～ 令和6年 1月26日(金)午後5時まで |
| プレゼンテーションの実施(審査) | 令和6年 1月31日(水) |
| 審査結果の通知 | 令和6年 2月 2日(金) |
| 見積徴収 | 令和6年 2月 9日(金) |
| 契約予定日 | 令和6年 4月 1日(月) |

5 提案上限金額 (税込)

| | | |
|---------|-------------------|-------------|
| 令和6年度合計 | 34,896,048円(12か月) | |
| 【内訳】小学校 | 22,700,040円 | |
| 中学校 | 12,196,008円 | |
| 令和7年度合計 | 34,314,192円(12か月) | |
| 【内訳】小学校 | 21,942,096円 | |
| 中学校 | 12,372,096円 | |
| 令和8年度合計 | 33,456,720円(12か月) | |
| 【内訳】小学校 | 21,662,652円 | |
| 中学校 | 11,794,068円 | |
| 令和9年度合計 | 32,461,440円(12か月) | |
| 【内訳】小学校 | 21,061,656円 | |
| 中学校 | 11,399,784円 | ※契約は単価契約とする |

6 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書(様式第1)を提出し、参加の意思表示を行うものとする。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書(様式第1)
- ②法人の事業概要が分かる会社案内等の資料(担当者連絡先を必ず明記すること。)
- ③法人の定款及び規約等(原本1部、写し8部)
- ④直近の事業実績がわかるもの及び財務書類(原本1部、写し8部)
※直近3年分の決算書類等財務状況がわかるもの
- ⑤直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書(原本1部、写し8部)
※国税:法人税、消費税及び地方消費税

※県税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、自動車税

※市税：法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税

⑥半田市と同規模以上の自治体（小学校児童数：6,000人以上 かつ 中学校生徒数：3,000人以上）が利用した実績（様式第7）

(2) 提出期限 令和6年1月11日（木）午後5時まで

(3) 提出先 3に記載の担当

(4) 提出方法 持参

(5) その他 参加意思を表明した者は、4 プロポーザル実施スケジュールに従い、手続きや書類の提出等を行うこと。

7 参加資格要件確認結果について

令和6年1月12日（金）に電子メールにて参加表明書の提出者へ通知する。

8 プロポーザルに関する質疑

(1) 質問書の受付

本要領、仕様書に関する質問は、質問書（任意様式）の提出により行うこととし、電話、窓口来庁の口頭による個別対応は受け付けないものとする。

① 受付期間：令和5年12月15日(金)～令和6年1月5日(金) 午後5時まで

② 提出先：3に記載の担当

③ 提出方法：FAX または電子メール

(2) 質問書に対する回答

① 回答期限：令和5年12月18日(月)～令和6年1月8日(月)

② 回答方法：受付後随時、半田市ホームページにて公開する。

③ その他：本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなす。

9 技術提案書等の提出

プロポーザル参加表明書（様式第1）を提出した者は、別紙「技術提案仕様書」を参照し、技術提案書を以下のとおり提出するものとする。技術提案書受領時に事務局は、様式第6「技術提案書類受領書」を交付するものとする。技術提案書はA4判30ページ以内で下記の項目に沿って作成すること。様式は自由とするが、「A4判縦書き、左綴じ」とする。（資料等でA3判横3つ折りは可とする。）

(1) 提出書類

技術提案書は印刷物及びPDFファイルで提出すること。

① 提出期限 令和6年1月26日（金）午後5時まで

② 提出部数 印刷物：9部、データ：1ファイル（PDF、電子メールに添付）

③ 提出先 3に記載の担当

- ④ 提出方法 持参
- ⑤ その他 期限までに技術提案書等が届かない者は、辞退とみなす。

10 プレゼンテーション

技術提案書等を提出した者は、以下のとおりプレゼンテーションを行い、審査委員会がこれを評価し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

- (1) 実施日 令和6年 1月31日(水)
- (2) 実施場所 半田市役所 会議室402
- (3) 内容 技術提案書等に基づく説明及び審査委員による質疑応答
- (4) 制限時間 技術提案 50分程度(説明30分 質疑応答20分)
準備及び片付け 5分程度
- (5) 出席者 各社担当者等のうち5名まで
- (6) 機材等
 - ①説明は、提出した提案書等に記載された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこと。
 - ②追加の提案及び追加資料の配布や使用は認めない。
 - ③市は机、椅子、電源、モニター(HDMIケーブル含む)を用意するものとする。
※モニターは当市で用意するが、パソコンは持参すること。
- (7) その他
 - ①提案の順番は、技術提案書等の受付順とし決定次第、各社に6(1)①プロポーザル参加表明書(様式第1)に記載された電子メール宛に通知する。
 - ②プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。
 - ③追加の提案及び資料配布は認めない。

11 審査基準

審査委員会は、別紙「審査基準」により、プレゼンテーションを評価し、合計点数の最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点者とする。

(1) 評価項目

| 評価項目 | 配点 |
|----------------------------------|-----|
| ① 業務実施体制の信頼性 | 22点 |
| 基本方針、導入実績、プロジェクト管理 スケジュール、テスト | |
| ② 教材・コンテンツ | 43点 |

(2) 評価方法

| 評価方法 | |
|-----------|---------|
| A 特に優れている | 配点×100% |
| B AとCの間 | 配点×75% |
| C 優れている | 配点×50% |
| D CとEの間 | 配点×25% |

| | |
|--------------------------------------|------|
| 教材・コンテンツについて、個別対応性について セキュリティ、操作性 | |
| ③ サービスの信頼性 | 17 点 |
| システム拡張性、運用保守 | |
| ④ 付加価値提案 | 13 点 |
| 研修、要件外機能提案 | |
| ⑤ 見積書 | 5 点 |
| ドリル使用見込額 | |

| | |
|-------|--------|
| E 不適格 | 配点× 0% |
|-------|--------|

※⑤見積書の点数は、合計金額が最も廉価な提案を満点とし、以下は金額の比を小数点以下四捨五入して点数とする。

合格点は配点総合計点の7割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。同点となった場合は、次の手順に従い、順位を付けるものとする。

第1手順：②教材・コンテンツに係る点数が高いもの

第2手順：①業務実施体制の信頼性に係る点数が高いもの

第3手順：④付加価値提案に係る点数が高いもの

※各項目番号は評価項目番号と紐付いているもの

12 審査結果の通知

審査の結果は、参加事業者全てに対し、令和6年2月2日（金）に通知するとともに、半田市ホームページにて公開する。

13 応募資格

参加を表明する者は、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 契約締結までの間に令和4・5年度の半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 本プロポーザル実施の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (5) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。

(6) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

(7) 半田市と同規模以上の自治体（小学校児童数：6,000人以上 かつ 中学校生徒数：3,000人以上）において使用実績があること

1.4 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、審査委員会において協議の上、失格となる場合がある。

なお、審査終了後に事実関係が判明した場合は優先交渉権者又は、次点者としての地位は無効とする。

(1) 応募資格に規定する要件を満たさなくなった場合

(2) 期限までに応募必要書類等が提出されなかった場合

(3) 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が提案上限金額を超過している場合

(5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

(6) 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

(8) 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合

(9) その他、半田市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

1.5 サービス利用料契約について

小中学校クラウドドリル教材ソフト使用契約は、令和6年度以降の予算議決を条件として契約が成立又は継続する。予算が減額又は削除された場合、利用料を減額又は契約を解除することがある。

なお、優先交渉権者が辞退したとき又は失格と判断されたときは、次点者と契約を締結するものとする。

1.6 契約締結

優先候補者とは、予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、第二順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を行う。

1.7 その他

(1) 提出書類については、審査に必要な範囲において複製可能とするほか、返却しない。

(2) 提出された技術提案書の変更、差替え又は再提出はできない。

(3) 同一事業者が、複数の提案を提出することはできない。

(4) 本プロポーザル参加に伴う諸費用については、参加者の負担とする。

(5) プロポーザル参加意思確認書様式1を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

- (6) 提出された技術提案書等については、半田市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び提案者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、第三者に開示することができるものであるため、非開示を希望する情報がある場合には、提案書の開示に係る意向申出書（様式第5）を別途提出すること。

就業場所一覧

| | 就業場所 | 住所 |
|----|------------------|----------------|
| 1 | 半田小学校 | 半田市勘内町 1 |
| 2 | さくら小学校 | 半田市東洋町 1-12-1 |
| 3 | 岩滑小学校 | 半田市岩滑高山町 5-55 |
| 4 | 雁宿小学校 | 半田市清城町 1-5-2 |
| 5 | 乙川小学校 | 半田市乙川北側町 1-1 |
| 6 | 横川小学校 | 半田市大伝根町 1-11-1 |
| 7 | 乙川東小学校 | 半田市花田町 3-1 |
| 8 | 亀崎小学校 | 半田市亀崎月見町 3-10 |
| 9 | 有脇小学校 | 半田市有脇町 6-37 |
| 10 | 成岩小学校 | 半田市成岩本町 2-1 |
| 11 | 宮池小学校 | 半田市南二ツ坂町 2-1-1 |
| 12 | 板山小学校 | 半田市四方木町 37-1 |
| 13 | 板山小学校 ならわ学園分校 | 半田市鴉根町 3-40 |
| 14 | 花園小学校 | 半田市花園町 3-5-1 |
| 15 | 半田中学校 | 半田市岩滑東町 5-80 |
| 16 | 乙川中学校 | 半田市大池町 3-1 |
| 17 | 亀崎中学校 | 半田市亀崎高根町 5-40 |
| 18 | 成岩中学校 | 半田市昭和町 3-8 |
| 19 | 青山中学校 | 半田市青山 5-6-1 |
| 20 | 青山中学校 ならわ学園分校 | 半田市鴉根町 3-40 |
| 21 | 半田市教育委員会 | 半田市東洋町 2-1 |